



行政書士・外国人実習雇用士監修

働ける在留資格を瞬時に判断！

在留資格一覧

外国人採用するなら
確実に必要な

在留資格とは



**在留資格とは、日本国内で外国人が
在留するために必要な資格です。**

出入国在留管理庁に必要書類を提出し審査を経ることで、外国人が日本入国前に在留資格を取得することができます。この資格は「出入国管理及び難民認定法」に基づき設けられており、29種類の在留資格があります。それぞれの資格には就労の可否や業務内容に関する厳密な制限があります。

**外国人を雇用する際には、次の点を雇用契約を
締結する前に確認することが重要です。**

- チェック 1** 就労が可能な在留カードなのかを確認する
- チェック 2** 就労が可能な場合、在留資格で許可された活動内容と従事予定の業務が一致しているかを確認する。

外国人の在留資格が認められた活動内容と一致しない場合、雇用することはできません。

在留資格の種類は？

在留資格は、「出入国管理及び難民認定法」によって定められており、現在は29種類存在しています。
また、在留資格は大きく二つのカテゴリーに分かれおり、一つは活動制限が少ない身分や地位に基づく「**身分系在留資格**」であり、
もう一つは活動内容や在留期間などに制限を受ける「**就労系在留資格**」です。

今回は雇用可能な在留資格を把握しやすくするため、以下の4つのカテゴリーに分類して紹介します。

(※在留資格「外交」・「公用」は一般的な企業や一般労働者としての就労を目的としていないため、就労不可です)

就労可能な 在留資格

「技術・人文知識・国際業務」
「企業内転勤」「技能」
「医療」「特定技能」
「法律・会計業務」「研究」
「報道」「宗教」「芸術」
「教授」「経営・管理」
「興行」「高度専門職」
「教育」「技能実習」「介護」

就労が認められない 在留資格

「文化活動」「短期滞在」
「留学」「研修」
「家族滞在」

※「資格外活動許可」を
取得することで
その許可の範囲内でのみ
就労が可能となります。

就労に制限がない 在留資格

「永住者」
「日本人の配偶者」
「永住者の配偶者」
「定住者」

就労可能かが内容により 判断される在留資格

「特定活動」

就労可能な在留資格

就労が可能な在留資格は、指定された業務や活動の範囲内で働くことができます。

在留資格	該当する職種
技術・人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、機械工学等の技術者
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
技能	スポーツ指導者、外国料理の調理師
医療	医師、歯科医師、看護師
特定技能	介護、ビルクリーニング等の12分野
法律・会計業務	弁護士、公認会計士
研究	政府関連機関や私企業などの研究者
教育	中学校、高等学校の語学講師
介護	介護福祉士

在留資格	該当する職種
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
宗教	宗教活動を行う宣教師
芸術	作曲家、小説家、画家
教授	大学の教授
経営・管理	企業の経営者や管理者
興行	歌手、俳優、スポーツ選手
高度専門職	法務省令で定める基準に適合する高度人材
技能実習	建築、食品製造等の技能実習で受け入れ可能な業種

就労に制限がない在留資格

就労に制限がない在留資格を持つ外国人は、基本的に就労に制限がなく働くことができます。
これらの在留資格は、日本人または永住者との身分関係によるものであり、「身分系在留資格」と言われています。
永住者（永住権）を取得することが、日本に長期間滞在する外国人の目標とされることが多いです。

在留資格	詳細	在留期間
永住者	法務大臣から永住の許しを得た者 ※「特別永住者」は除く	無期限
日本人の配偶者	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年または6月
永住者の配偶者	永住者・特別永住者の配偶者、 日本で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年または6月
定住者	第三国定住難民、日系3世、 中国残留邦人など	5年、3年、1年または6月 法務大臣がここに指定する期限 (5年を超えない範囲)

就労可能かが内容により判断される在留資格

就労可能かが内容により判断される在留資格は「特定活動」の1つです。では「特定活動」について詳しく解説していきます。

ポイント ▶ 特定活動とは？

「特定活動」とは、他の在留資格に該当しない外国人のための在留資格であり、法務大臣が個人に対し特定の活動を許可する制度です。また、この在留資格は法改正を必要としないため、日本での活動範囲を拡大する手段として政府が利用できます。具体的な「特定活動」としては、インターンシップやワーキングホリデーなどが認められています。

ポイント ▶ 特定活動の種類とは？

1：入管法で規定された特定活動

入管法に明記されており、入管法で定められた範囲での活動が可能です。

2：告示に基づく特定活動

法務大臣があらかじめ告示している範囲での活動が可能です。現在では46種類もの活動が存在しています。

3：告示外の特定活動

あらかじめ告示されていないが、慣例的に法務大臣が日本への入国・在留を許可する範囲での活動が可能です。

在留資格「特定活動」で在留する外国人を 採用する際の注意点

ポイント ▶ 特定活動の活動内容を「指定書」で確認する

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本欄において行うことができる活動を次のとおり指定します。
According to the regulations stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the above mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和國政府、特別行政区域政府若しくはノルウェー王国政府に対するワーキングホリデーに関する口上書又はワーキングホリデー家庭滞在に関する日本国政府と当該国政府若しくはフランス共和国政府との間の協定の規定の適用を認める事が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を体験し、その文化について一定期間の滞在を目的とする活動の理解のために本欄において一定期間の滞在を認める場合に必要範囲内の職務を受ける活動（風俗産業等の規制及び業務上の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第7項に規定する風俗営業、風俗営業、同条第8項に規定する店舗型風俗特殊営業若しくは同条第10項に規定する店舗型風俗特殊営業に従事するものを除く。）

日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

「特定活動」を持つ外国人を雇用する際は必ず「指定書」の活動内容が業務内容と一致しているのかを確認する必要があります。

「指定書」はパスポートに添付されており、具体的な活動内容が記載されています。

業務内容に適した在留資格を持つ外国人を雇用しよう

外国人の雇用に際しては、求める業務内容に適した在留資格を持つ候補者を選定することが重要です。
例えば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ候補者は、通訳や技術者としての採用に適しているなど、
雇用する際には、在留資格と活動内容が一致しているかを確認することを徹底し、
業務内容に適した外国人の雇用を行っていきましょう！



会社概要

商号 株式会社YOLO JAPAN / YOLO JAPAN CORPORATION

本社 〒556-003 大阪府大阪市浪速区恵美須西3-13-24

設立 2004年 12月 24日

代表者 代表取締役 加地 太祐

従業員 129名（2022年 4月現在）

許可 労働者派遣事業派 27-301453
有料職業紹介事業 27-コ-300926
登録支援機関登録番号 19登-002476

主要取引銀行 紀陽銀行 / みずほ銀行 / 三井住友銀行 / 三菱東京UFJ銀行

主要株主 加地 太祐 / 日本再興投資事業有限責任組合 / ぐるなび / JR西日本イノベーションズ / 東急不動産ホールディングス / 地域創生ソリューション / 三菱UFJキャピタル / 明光ネットワークジャパン / 大成 / 南海電気鉄道 / みずほキャピタル / 他

2023年11月27日時点の法令に基づいて作成しています。
当資料をご利用になったことにより生じる損害について責任を負いかねます。